

担 当	茨城労働局労働基準部監督課
	課長 高橋 靖
	担当 渡邊 広
	電話 029 - 224 - 6214

## 4 1%の現場で法違反が認められ、そのうち9%の現場で 重大な法違反につき使用停止等命令書を交付

### - 建設現場年末一斉監督の実施結果 -

茨城労働局(局長：植松<sup>うえまつひろし</sup>弘)は、建設工事現場における労働災害を防止するため、12月1日から12月14日の間、県下一斉に監督指導(立入調査)を実施した。

今回の建設工事現場に対する監督指導は、県下の全労働基準監督署(8署)において134箇所の建設工事現場(509事業場)に対し行ったものである。

建設業においては、死亡災害が全産業の3割強を占め、災害発生率が他の産業に比べて高いなどのため、第11次労働災害防止計画の重点対象業種としていること、例年、年末年始に労働災害が多発する傾向にあることから、各建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることを目的に、栃木労働局、群馬労働局及び埼玉労働局と連携して同時に一斉監督を実施したものである。

監督指導結果の概要は下記のとおりである。

### 記

#### 1 監督指導(立入調査)対象工事現場

県内の対象工事現場は、

墜落災害のおそれがある中高層ビル建築工事

ドラグショベルなどの建設機械を多数使用している建設工事

など、県内134箇所の建設工事現場(509事業場)

#### 2 県内の監督指導実施結果(詳細は別紙1~2記載のとおり)

監督指導を実施した134箇所の建設現場のうち、何らかの労働安全衛生法上の措置基準を満たしていない法違反が認められた現場は55箇所(違反率41%)であった。

違反の内容としては、足場や作業床等からの墜落防止措置に係るものは全体の37%、作業主任者の選任や建設機械の運転資格など適正な資格者の配置に係るものは12%となっており、足場や作業床等からの墜落防止措置等に係る違反が最も多かった。

これら違反現場に対して、文書により労働安全衛生法令の違反を是正するよう勧告した。

特に、足場に手すりがないなど墜落等による急迫した労働災害発生のおそれの

高い現場 5 箇所（全建設現場の 4%）に対しては、使用停止等命令書を交付することにより、該当箇所における作業停止等の処分を行った。

主な違反事項は別紙 2 記載のとおりである。

### 3 連携 4 労働局の監督指導実施結果(詳細は別紙 3 記載のとおり)

当局を含む連携 4 局(茨城労働局、栃木労働局、群馬労働局及び埼玉労働局)における監督実施工事現場は 539 箇所であり、監督指導を実施した結果、何らかの労働安全衛生法上の措置基準を満たしていない現場が、272 箇所(50%)であった。

建設現場年末一斉監督指導実施結果

別紙1  
茨城労働局

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
1 監督実施工事現場数	45	77	12	134
うち違反工事現場数	17	37	1	55
うち使用停止等命令書交付現場数	1	4	0	5
2 元請事業場数	45	77	12	134
うち違反事業場数	11	29	0	40
下請事業場数	81	398	30	509
うち違反事業場数	9	47	1	57
3 使用停止等命令書交付事業場数	2	5	0	7

	違反事業場数	違反全体に占める割合
4 (1) 墜落災害の防止	40	37%
(2) 飛来・崩壊災害の防止	1	1%
(3) 感電災害の防止	2	2%
(4) 建設機械災害の防止	5	5%
(5) クレーン災害の防止	0	0%
(6) 作業主任者選任と職務履行確保	9	8%
(7) 就業制限業務	4	4%
(8) 安全衛生教育	1	1%
(9) 店社安全衛生管理者選任と職務履行確保	0	0%
(10) その他 2	45	42%
合計	107	



### 主要な労働安全衛生法違反等事項

#### (1) 墜落・転落災害の防止

法条文	違反内容
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 519 条)	作業床に手すり等の墜落防止措置を講じていないもの
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 519 条)	開口部に手すり等の墜落防止措置を講じていないもの
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 519 条)	手すり等を取り外された箇所で、安全帯を使用させていないもの
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 526 条)	安全な昇降設備を設けていないもの

#### (2) 飛来・崩壊災害の防止

法条文	違反内容
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 242 条)	型枠支保工の設置方法が不適切なもの

#### (3) 感電災害の防止

法条文	違反内容
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 331 条)	アーク溶接の溶接ホルダ－の感電防止措置を講じていないもの
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 337 条)	移動電線の絶縁被覆が不十分なまま使用していたもの

#### (4) 建設機械による災害の防止

法条文	違反内容
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 158 条)	建設機械に接触するおそれが場所に労働者を立ち入らせていたもの
労働安全衛生法第 20 条 (労働安全衛生規則第 169 条の 2)	建設機械の特定自主検査(年次点検)を行っていないもの

#### (5) 適正な資格者の配置

法条文	違反内容
労働安全衛生法第 14 条 (労働安全衛生規則第 18 条)	足場や型枠支保工の組立等について作業主任者の氏名職務を掲示するなど周知していないもの
労働安全衛生法第 61 条	建設機械での作業に際し、資格証を携帯していなかったもの

北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果表

類 項目	工事の種	茨城労働局				栃木労働局				群馬労働局				埼玉労働局				4局合計			
		土木工事	建築工事	その他の工事	小計	土木工事	建築工事	その他の工事	小計	土木工事	建築工事	その他の工事	小計	土木工事	建築工事	その他の工事	小計	土木工事	建築工事	その他の工事	小計
1 監督実施工事現場数		45	77	12	134	31	59	6	96	103	90	5	198	13	96	2	111	192	322	25	539
うち違反工事現場数		17	37	1	55	19	38	3	60	41	57	3	101	6	50	0	56	83	182	7	272
うち使用停止等処分現場数		1	4	0	5	2	6	0	8	2	15	0	17	0	16	0	16	5	41	0	46
2 監督実施事業場数	元請事業場数	45	77	12	134	31	59	6	96	103	90	5	198	13	96	2	111	192	322	25	539
	うち違反事業場数	11	29	0	40	18	32	3	53	41	50	3	94	5	46	0	51	75	157	6	238
	下請事業場数	81	398	30	509	39	124	8	171	131	223	7	361	34	297	0	331	285	1042	45	1372
	うち違反事業場数	9	47	1	57	18	52	2	72	27	53	2	82	7	87	0	94	61	239	5	305
3 使用停止等命令書交付事業場数		2	5	0	7	4	13	0	17	3	25	0	28	0	33	0	33	9	76	0	85
4 主要違反事項	(1) 墜落災害の防止	2	38	0	40	8	55	1	64	17	64	3	84	4	64	0	68	31	221	4	256
	(2) 飛来・崩壊災害の防止	0	1	0	1	0	13	3	16	4	7	0	11	0	15	0	15	4	36	3	43
	(3) 感電災害の防止	0	2	0	2	0	4	0	4	4	8	1	13	2	5	0	7	6	19	1	26
	(4) 建設機械災害の防止	3	1	1	5	10	1	0	11	13	12	0	25	2	4	0	6	28	18	1	47
	(5) クレーン災害の防止	0	0	0	0	1	0	0	1	4	5	0	9	0	3	0	3	5	8	0	13
	(6) 作業主任者選任と職務履行確保	1	8	0	9	0	0	0	0	2	3	0	5	0	2	0	2	3	13	0	16
	(7) 就業制限業務	4	0	0	4	1	0	0	1	6	0	0	6	0	1	0	1	11	1	0	12
	(8) 安全衛生教育	0	1	0	1	2	2	0	4	0	1	0	1	0	1	0	1	2	5	0	7
	(9) 店社安全衛生管理者選任と職務履行確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
	(10) その他	14	31	0	45	14	45	1	60	31	56	1	88	2	28	0	30	61	160	2	223
	合計	24	82	1	107	36	120	5	161	81	156	5	242	10	124	0	134	151	482	11	644